

水道局 中間技術検査の取扱い（營繕工事）

(平成29年6月12日総務部長決)

(目的)

第1条 この取扱いは、大阪市水道局（以下「局」という。）が、局工務部発注の營繕工事における（以下「工事」という。）中間技術検査に関し、必要な事項について定める。

(中間技術検査の実施時期)

第2条 大阪市水道局營繕工事技術検査基準第4条第4項に掲げる中間技術検査の実施時期は、表1によるものとし、監督員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定し、総括技術検査職員に依頼するものとする。

表1 中間技術検査の具体的な実施時期

工種等	実施時期
共通	<ul style="list-style-type: none">部分使用を行う工事の部分使用開始前工場製作が出来高の大半を占める工事は、工場製作の大きな手戻りが発生する直前
躯体工事	<ul style="list-style-type: none">基礎配筋工事終了時鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、一節目の鉄骨建て方工事終了時鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、一層目の配筋工事終了時
内装工事	<ul style="list-style-type: none">最初に施工する階の内装工事の施工開始時最初に施工する階の壁ボード、間仕切りパネル等の見え隠れ部の施工中
外構工事	<ul style="list-style-type: none">舗装工事開始前後若しくは植栽工事開始前後
電気設備工事	<ul style="list-style-type: none">最初に施工する階の施工開始直後建築仕上工事着手前主要機器搬入直後重要な性能試験時
機械設備工事	<ul style="list-style-type: none">最初に施工する階の施工開始直後建築仕上工事着手前主要機器搬入直後重要な性能試験時